

保険料の計算例

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

◎年金収入が200万円のみの方の単身世帯の場合

①均等割額 32,800円

$$\begin{array}{r} \text{(年金収入)} \\ 200\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{(公的年金等控除額)} \\ 120\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{(特別控除額)} \\ 15\text{万円} \end{array} = \begin{array}{r} \text{(軽減判定所得)} \\ 65\text{万円} \end{array}$$

*単身世帯の2割軽減基準額 = 33万円+50万円 = 83万円

*軽減判定所得が基準額以下のため2割軽減となります。

$$\begin{array}{r} \text{(均等割額)} \\ 41,000\text{円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{(10割-2割)} \\ 0.8 \end{array} = \begin{array}{r} \text{(軽減後の均等割額)} \\ 32,800\text{円} \end{array}$$

②所得割額 37,083円

$$\begin{array}{r} \text{(年金収入)} \\ 200\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{(公的年金等控除額)} \\ 120\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{(基礎控除)} \\ 33\text{万円} \end{array} = \begin{array}{r} \text{(賦課のもととなる所得金額)} \\ 47\text{万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{(賦課のもととなる所得金額)} \\ 47\text{万円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{(所得割率)} \\ 7.89\% \end{array} = \begin{array}{r} \text{(軽減後の所得割額)} \\ 37,083\text{円} \end{array}$$

➡ **年間保険料額 ①+②=69,800円** ※100円未満を切り捨てます。

ジェネリック医薬品の使用促進にご協力ください

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、みなさまのお薬代の軽減に役立つよう、ジェネリック医薬品の使用促進を行っています。

◎ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後にその有効成分を使用して作られる安価なお薬の事です。先発医薬品の開発成果を利用できるので、研究開発コストが少なく済み、価格（薬価）が低く設定されています。

◎ジェネリック医薬品の安全性や効き目は？

厚生労働省が厳しく審査を行い、効き目や安全性、品質など先発医薬品と同等であると確認されたものだけが販売を承認されています。



◎ジェネリック医薬品を処方してもらうには？

まずは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。ただし、すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。また、体質などによりジェネリック医薬品に切り替えられないこともあります。

◎ジェネリック医薬品利用差額通知を送付しています

広域連合では、次の条件すべてに該当するかに、お薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額をお知らせしています。

1. 生活習慣病や慢性疾患等のお薬を服用されているかた
2. 1か月あたりの自己負担額（お薬代）が概ね200円以上安くなるかた
3. 外来診療によりお薬を受け取っているかた